

別表第13（第2条、第4条、第8条、第12条関係）

事業名	介護事業所等に対するサービス継続支援事業
目的	<p>介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが必要である。</p> <p>このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、</li> <li>・大規模災害の発生時には、介護事業所等への避難も想定されることから、介護事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行うことで、介護サービスの継続を支援することを目的とする。</li> </ul>
補助金の交付の対象となる者	付表2を参照すること。
補助対象経費及び補助金の額	付表2を参照すること。
補助対象期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。ただし、当該期間内に支払いが完了していること。
実績報告の期日（第12条関係）	当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年10月30日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。
補助率	10分の10

付表1

手続き	関係書類等
第4条 (交付申請)	<p>【申請書】 介護事業所等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書（様式13-1）</p> <p>【添付書類】                      (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式13-2）                      (2) 事業実施計画書（事業所単位）（様式13-3）                      (3) 振込先金融機関口座確認書（様式13-4）                      (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式13-5）                      (5) 所要額調書（様式13-6）</p>
第8条 (変更申請)	<p>【変更承認申請書】 介護事業所等に対するサービス継続支援事業に係る変更承認申請書（様式13-7）</p> <p>【添付書類】                      (1) 事業所・施設別変更承認申請額一覧（様式13-8）                      (2) 事業実施変更計画書（事業所単位）（様式13-9）                      (3) 所要額調書（様式13-10）</p>
第12条 (実績報告)	<p>【実績報告書】 介護事業所等に対するサービス継続支援事業に係る実績報告書（様式13-11）</p> <p>【添付書類】                      (1) 事業所・施設別実績額一覧（様式13-12）                      (2) 事業所・施設別個票（様式13-13）                      (3) 所要額精算調書（様式13-14）                      (4) 支出等に係る証拠書類の写し</p>

付表2

基準単価 (単位: 千円、1事業所又は1定員当たり)		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
<b>助成対象事業所・施設</b> <b>事業所・施設等の種別 (※1)</b>		気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	集合住宅併設型 (同一建物減算の算定がある事業所)		200/事業所
2	訪問介護事業所	1月あたり延べ訪問回数200回以下(集合住宅併設型を除く)	300/事業所
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下(集合住宅併設型を除く)	400/事業所
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上(集合住宅併設型を除く)	500/事業所
5	訪問入浴介護事業所		200/事業所
6	訪問看護事業所		200/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200/事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300/事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400/事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200/事業所
12	特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200/事業所
13	福祉用具貸与事業所		200/事業所
14	定例巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200/事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200/事業所
22	居宅介護支援事業所		200/事業所
23	介護老人福祉施設		6/定員
24	介護老人保健施設		6/定員
25	介護医療院		6/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6/定員
27	短期入所生活介護事業所		6/定員
28	養護老人ホーム		6/定員
29	軽費老人ホーム		6/定員
<b>対象経費 (※2)</b>		ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネットクーラー (ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感 (防寒) ボンチョ、スパイクタイガ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生産環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器 (給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医薬品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
<b>助成額</b>		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。	

※1 ・通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの(サービス提供がない月が存在する場合は、該当月を除く期間)平均により判断することを原則とする。ただし、令和7年10月以降に開設した事業所については、令和7年10月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分までの(サービス提供がない月が存在する場合は、該当月を除く期間)平均により判断する。

- ・交付申請以前に知事または市町村長による指定等を受けており、交付申請時点で現に運営されていること。
- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和8年4月1日時点の定員により判断すること。
- ・各介護予防サービスは助成対象に含まない。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たった利用者数に含まない。

※2 ・購入費の単価が50万円以上となる備品等については、対象外とする。